平成２８年（フ）第１８１号
札幌市東区北33条東10丁目５番３号　リレント北33条マンション302号
債務者　管野　友妃（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８８号
札幌市豊平区福住３条12丁目７番32号　ライラックＢ３・12―202号
債務者　三森　紫織（旧姓油川）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９３号
北海道北広島市朝日町１丁目４番地８　イーストホープ301号
債務者　野田　耕治
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９５号
札幌市中央区南11条西１丁目５番16―622号
債務者　武藤　愛子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０５号
北海道江別市いずみ野12番地の２
債務者　高橋ひとみ
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１号
札幌市手稲区曙６条３丁目９番15号　ＹＹヴィレッジ101号
債務者　柏倉　隆弘
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
盛岡市向中野字細谷地31番地１　プレインⅠ―201号、旧住所仙台市青葉区荒巻神明町20番25―503号
債務者　小山　　亮
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２号
山形県酒田市北新町２丁目11番12号、前住所山形県鶴岡市大宝寺町20番27号
債務者　菅原　宏夫
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１６号
群馬県高崎市箕郷町矢原909番地２
債務者　小澤　克己
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１８号
群馬県高崎市倉賀野町1958番地16　パールハイツ105号
債務者　矢端　誠二
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１５０７号
さいたま市北区日進町２丁目1236番地　風巻荘203号
債務者　梁瀬　龍彦
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
さいたま市南区辻１丁目20番７号　第三赤城コーポ205号
債務者　山本　久美
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５１９号
埼玉県三郷市彦沢１丁目68番地２　ドミール彦沢101、旧住所愛知県津島市江西町２丁目58番地５
債務者　田中　祐太
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　ＦＩＳ越谷寮
債務者　並木　伸介
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
埼玉県三郷市東町102番地　フェリーチェ花205
債務者　藤田麻衣子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６号
新潟県加茂市神明町２丁目７番21号
債務者　青木　陽子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第３６８号
静岡県御殿場市六日市場31番地の１
債務者　杉山千惠子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係